

# ユニバーサルサービス制度における利用者への 情報開示に関するガイドラインについて

## 1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」（平成17年10月25日）を踏まえ、ユニバーサルサービスに係る負担金を納入する電気通信事業者（負担対象事業者から電気通信番号の提供を受けている事業者等を含む）が利用者に対して当該サービスにかかる負担額（以下「負担額」という）を明示する際のひな形を示すことにより、利用者への料金請求内容の明示や利用者の制度理解の向上に資することを目的とする。

## 2 利用者への明示に関する具体的内容

### （1）料金請求書等を発行する場合

以下の事項を措置することが望ましい。

料金請求書等に負担額、あるいは、番号当たり単金を明記すること。

番号当たり単金の適用を合理的な範囲で変更する場合には、利用者がその適用の内容を確認できること。

料金内訳として負担金の項目を明記する場合には、番号当たり単金を契約約款に掲載すること。

番号当たり単金について、利用者に対してホームページの掲載やパンフレットの送付等を通じて周知すること。

・料金請求書における標準的な明示方法について、そのひな形を示せば別紙のとおりである。

( 2 ) 料金請求書等を発行しない場合

以下の事項を措置することが望ましい。

番号当たり単金について、利用者に対してホームページの掲載やパンフレットの送付等を通じて周知すること。

番号当たり単金の適用を合理的な範囲で変更する場合には、利用者がその適用の内容を確認できること。

(別紙)ユニバーサルサービス料の料金請求書への記載例

<例1>

パターンA (個別の料金項目として請求する場合)

〒 -  
 県 市 丁目 番 号  
 様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
<b>ユニバーサルサービス料</b>	<b>×,×××</b>	<b>1番号当たり××円のご請求となります。</b>
}		
(合計)	×,×××	

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

パターンB (料金の合計に含まれていることを示す場合)

〒 -  
 県 市 丁目 番 号  
 様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
}		
(合計)	×,×××	1番号当たり 円は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するために充てられます。

基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

(別紙)ユニバーサルサービス料の料金請求書への記載例

<例2>

パターンA (個別の料金項目として請求する場合)

〒 -  
 県 市 丁目 番 号  
 様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
<b>ユニバーサルサービス料</b>	<b>×,×××</b>	<b>×番号分のご請求となります。</b>
}		
(合計)	×,×××	

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

パターンB (料金の合計に含まれていることを示す場合)

〒 -  
 県 市 丁目 番 号  
 様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
}		
(合計)	×,×××	1番号当たり 円は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するために充てられます。

基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

(別紙)ユニバーサルサービス料の料金請求書への記載例

<例3>

パターンA (個別の料金項目として請求する場合)

〒	-								
		県	市	丁目	番	号			
									様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
ユニバーサルサービス料	×,×××	1番号当たり××円のご請求の日割分となります。
}		
(合計)	×,×××	

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

パターンB (料金の合計に含まれていることを示す場合)

〒	-								
		県	市	丁目	番	号			
									様

料金内訳名	金額(円)	ご利用期間等のお知らせ
回線使用料 基本料	×,×××	
ダイヤル通話料	×,×××	
}		
(合計)	×,×××	1番号当たり 円の日割計算分は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するために充てられます。

基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。